

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月1日提出

高山市長 田 中 明

記

No.	項 目	内 容	
1	発生時期・場所	令和8年2月9日 午前11時頃 高山市下二之町60番地先（市道下一之町下二之町線）	
	事故の概要	側溝のグレーチングが跳ね上がったことによる走行中の車両破損事故	
	相手方	高山市 [REDACTED] [REDACTED]	
	事故の種類	人 身	物 損（オイルタンク等）
	被害総額・市の過失割合	—	201,411円・100分の100
	賠償金	—	201,411円
	内 保 険 金	—	201,411円
	訳 一 般 財 源	—	0円
専決年月日	令和8年5月14日 地方自治法第180条第1項		